

平成25年度総会・技術研修会開催される

平成25年6月13日(木)午後、さいたま市の埼玉会館において、平成25年度通常総会が開催され、理事の互選により、村田佳久会長に代わって、黒木健之氏が第6代会長に就任しました。

● 第5代会長の挨拶

埼玉県フロン回収・処理推進協議会の平成25年度通常総会及び技術研修会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日ごろより当協議会の活動につきまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

国は、昨年4月に策定した第4次環境基本計画の中で、温室効果ガスの排出量を、2050年までに80%削減することを地球温暖化対策の長期的な目標として掲げております。この目標の達成には、二酸化炭素の数百から数千倍の温室効果がある、代替フロン類の大気中への排出を抑制していくことが極めて重要であります。未来の子どもたちに健康な地球を引き継ぐためにも、本協議会会員の皆様には、フロン類の回収等の対策に対して更なる奮起を期待するものであります。

さて、最近では、使用中の機器からフロン類の大気中への排出量増加が問題視されております。当協議会の会員の皆様には機器の使用者の方も多いと思いますので、定期的な点検など、適切な管理により、フロン類の排出を未然に防ぐようお願いいたします。

総会の後に予定しております技術研修会では、先日可決成立しましたフロン回収破壊法の一部を改正する法律について、「今後のフロン類等対策の方向性」と題して、法改正案の概要等を経済産業省・環境省の担当者様からご講演いただきます。フロン類に関する問題への対策は現在進行形で進んでおります。会員の皆様方につきましても、この機会にフロン類の現状や今後の対策について、より一層のご理解を賜りたいと思います。

さて、私ごとではございますが、一身上の都合により、昨日6月12日付けで、当協議会の会長の辞任届出を提出いたしました。平成19年6月から6年、こうして職責を果たすことができましたのも、ひとえに会員の皆様のご支援、ご協力の賜と深く感謝申し上げます。

本日は、最後のお務めとして、会長の職を務めさせていただきますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

結びに、ご参会の皆様のご健勝と当協議会の発展を祈念申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。



会長 村田 佳久

● 議 事

1 報告事項

(1) 役員の辞任について

平成 25 年 6 月 12 日付けで村田佳久会長より辞任届出が提出されました。

(2) 一般社団法人フロン回収推進産業協議会の総会報告について

平成 25 年度中に一般社団法人日本冷媒・環境保全機構及び一般社団法人オゾン層・気候保護産業協議会の 3 者で組織統合することが検討されています。(平成 25 年 10 月に合併)

2 審議事項

(1) 平成 24 年度事業報告及び収支決算に関する件

平成 24 年度の事業実績と収支決算(収入 830,310 円、支出 297,360 円、差引額 532,950 円を平成 25 年度に繰越)が承認されました。

(2) 平成 25 年度事業計画及び予算に関する件

平成 25 年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を実施し、予算額を 803,022 円とすることが承認されました。

(3) 役員の選任に関する件

新会長として、黒木健之氏が、新理事として竹内儀治氏が選出されました。

● 第 6 代会長の挨拶

平成 25 年度より、埼玉県フロン回収・処理推進協議会の会長を務めさせていただくことになりました。

当協議会は設立後 15 年が経過しました。この間に冷凍空調機器の冷媒が、特定フロンから代替フロンへの転換が進み、更に温暖化係数の高い HFC を規制する動きが活発化してきました。

昨年 6 月のリオ+20 では、HFC の段階的削減が合意され、また、EU では、フッ素ガスの規制強化の動きがあるなど、国際的にも代替フロンに対する規制が強化される見込みです。

当協議会としては、県と協力しながら、今後とも地球環境の保存のために、フロン類等の環境排出削減の努力をしていく所存でありますので、ご協力をお願いいたします。



新会長 黒木 健之

○新役員名簿(敬称略)

- | | |
|-------|------------------------------|
| 会 長 | 黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長) |
| 副 会 長 | 加藤 博 (埼玉県電機商業組合理事長) |
| 常務理事 | 土屋 雅子 (埼玉県環境部大気環境課長) |
| 理 事 | 平沼 一幸 (埼玉県自動車販売店協会会長) |
| 理 事 | 竹内 儀治 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会副会長) |
| 監 事 | 中新田 直生 (株式会社市川環境エンジニアリング執行役) |
| 監 事 | 浜田 昭一 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会事務局長) |

■ 技術研修会

総会終了後、経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進法規係の小倉係長と環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室の高橋室長補佐をお招きし、「今後のフロン類等対策の方向性について」と題して、フロン回収・破壊法の改正などについて御講演をいただきました。



平成 24 年度 フロン類の回収状況

埼玉県における平成 24 年度のフロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収状況がまとまりました。

回収量は 180.4 トンであり、平成 23 年度と比較して約 10.2% の減少となりました。このうち、整備時等回収についてみると、平成 23 年度の 69.6 トンから 49.9 トンへと、約 28.8% 減少しています。

このように、業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止をするために、適切な機器管理や冷媒充填行為に対する規制を行うことで、引き続き回収徹底の取組を進める必要があります。

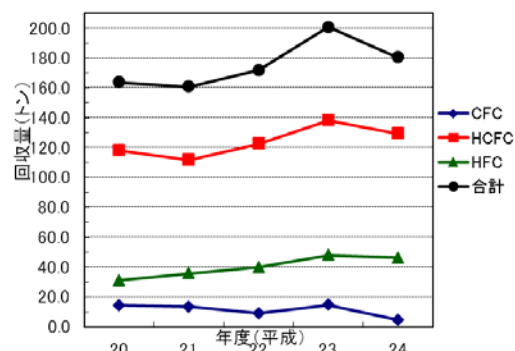


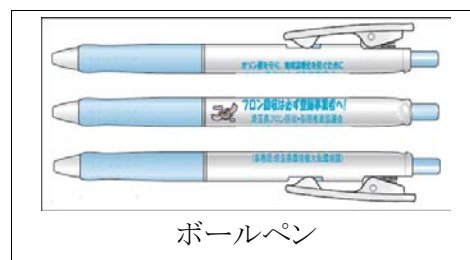
図1 フロン類回収量の推移(廃棄・整備合計)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
廃棄時回収量	103.3	98.7	110.1	131.3	130.5
整備時回収量	60.5	62.0	61.6	69.6	49.9
合計	163.8	160.7	171.7	200.9	180.4

(単位:トン)

普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、平成 24 年度事業でフロン回収の普及啓発物品としてボールペンを作成しました。各業界団体などに配布し、普及啓発を依頼しました。また、11月14日の県庁オープンデーなどのイベントで県民に配布し、フロン回収の大切さをPRしました。



フロン法の改正について

オゾン層破壊効果や高い温室効果を持つフロン類(HFC等)の排出の抑制を推進し、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うためにフロン法が改正され、平成25年6月12日に公布されました。

法律の名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改まります。

フロン類の製造・輸入業者

地球温暖化係数(GWP)の高い製品の製造・輸入を削減するために、温室効果の低いフロン類の技術開発・製造や一定の使用済フロン類の再生といった取組が求められます。

フロン類使用製品(冷凍空調機器等)の製造・輸入業者

一定の目標年度内で、GWPの高いフロン類使用製品からノンフロン製品又は低GWP使用製品への転換が促されます。

また、指定製品(エアコン他)ごとに基準値が設定され、使用フロン類の環境影響度低減のための判断基準とされます。

業務用冷凍空調機器の管理者(流通業界等)

フロン類の漏えい防止のための適切な機器設置、点検、故障時の迅速な修理などが求められます。また、一定の要件に該当する管理者には、フロン類の漏えい量を国に年次報告し、国が公表する制度も導入されます。

フロン類の冷凍空調機器への充填・使用済みフロン類の再生の適正化

充填業者は都道府県知事による登録制となります。一定の技術を持った業者を登録することにより、機器整備不良のまま冷媒を繰り返し充填するような行為を防止することが目的です。

再生業者は大臣による許可制となります。また機器の整備や廃棄の発注者向けに再生業者及び破壊業者が証明書を交付する制度を導入することで、発注者が再生、破壊が完了したことを確認できる仕組みも整えられます。

改正法の全面施行は、平成27年4月に予定されています。

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当内)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール:a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/furon/furon-kyougikai.html>